

第 39 号議案

豊川市営住宅条例の一部改正について

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例

豊川市営住宅条例（平成 9 年豊川市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
附 則 1～20（略） <u>（野口住宅の A 棟から他の市営住宅へ移転する者に係る特例措置）</u> 21 <u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間において、野口住宅の A 棟の入居者が他の市営住宅（野口住宅の B 棟及び C 棟を含む。次項において同じ。）へ入居の申込みをした場合においては、その者は、第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u> 22 <u>市長は、前項の場合において、野口住宅の A 棟から他の市営住宅へ入居する者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者の家賃について、新たに入居する市営住宅の家賃の額から従前の市営住宅の最終の家賃を控除した額に次の表の左欄に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄に定める率を乗じた額を減額するものとする。</u> <table><tr><th>入居期間</th><th>率</th></tr><tr><td><u>2 年以下の場合</u></td><td><u>6 分の 6</u></td></tr><tr><td><u>2 年を超え 3 年以下の場合</u></td><td><u>6 分の 5</u></td></tr><tr><td><u>3 年を超え 4 年以下の場合</u></td><td><u>6 分の 4</u></td></tr></table>	入居期間	率	<u>2 年以下の場合</u>	<u>6 分の 6</u>	<u>2 年を超え 3 年以下の場合</u>	<u>6 分の 5</u>	<u>3 年を超え 4 年以下の場合</u>	<u>6 分の 4</u>	附 則 1～20（略）
入居期間	率								
<u>2 年以下の場合</u>	<u>6 分の 6</u>								
<u>2 年を超え 3 年以下の場合</u>	<u>6 分の 5</u>								
<u>3 年を超え 4 年以下の場合</u>	<u>6 分の 4</u>								

<u>4年を超え5年以下 の場合</u>	<u>6分の3</u>		
<u>5年を超え6年以下 の場合</u>	<u>6分の2</u>		
<u>6年を超え7年以下 の場合</u>	<u>6分の1</u>		
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
穂ノ原住宅	(略)	穂ノ原住宅	(略)
		萩住宅	豊川市萩町神田48番地1
広石住宅	(略)	広石住宅	(略)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、老朽化した野口住宅のA棟の入居者が他の市営住宅へ移転する場合の家賃の負担を軽減する特例措置を講ずるとともに、入居者の移転が完了した萩住宅を廃止する必要があるからである。